

性能評価に係る試験・試験体製作申込要領

◇ 性能評価に係る試験・試験体製作の依頼については、下記の要領をご確認のうえお申込みください。

1. 申込み

- ① 一般財団法人日本建築総合試験所（以下、「法人」）に性能評価に係る試験・試験体製作（以下、「依頼業務」）を申し込まれる方（以下、「依頼者」）は、性能評価に係る試験・試験体製作依頼書（以下、「依頼書」）に、下記の必要書類を添えてお申し込みください。
 - ・性能評価申請技術資料（性能評価申請書を含む）
 - ・試験体図面（防火材料を除く）
 - ・製造工程表、施工要領書など
 - ・試験体製作チェックシート
- ② お申し込みにあたっては、事前に法人担当者と詳細にお打合せください。
- ③ 依頼者は、依頼書及び添付の必要書類の内容が真実かつ正確であることを表明し、保証する責務を負うものとします。
- ④ 受付手続き完了後、依頼書に受付手続き完了印を押印した依頼書控（コピー）を送付いたします。

2. 受託条件

- ① 依頼業務の対象となるものの詳細について、法人による確認が許されないものについては受託できません。
- ② 性能評価に係る試験において、対象となるものの特定に関する情報を、報告書に記載できないものも受託できません。但し、その情報を法人において保持可能な場合はその限りではありません。

3. 性能評価に係る試験

- ① 性能評価試験に加えて、下記の試験を行う場合、法人担当者と詳細にお打合せください。
 - ・性能評価に係る追加試験：
耐火構造、準耐火構造の壁において、屋外側加熱、屋内側加熱ともに必要な場合など
 - ・性能評価範囲拡大のための性能試験：
法人の性能評価委員会の指摘により追加で試験を実施する場合など
- ② 上記試験は、4. 試験体製作の対象となります。

4. 試験体製作

- ① 試験体製作時は、上記の提出書類では判断がつかない場合がありますので、依頼者は、必ず、立ち会うようにしてください。
- ② 試験体の製作は、法人職員又は法人が指定した指定試験体製作者（以下、「製作者」）が行い、原則として法人職員が立ち会います。また、加工及び組立等に特殊な技術、技能が必要な場合においては、法人職員が立ち会うことを条件として、専門の技術者を定めて試験体製作に当たらせることができます。
- ③ 試験体の製作場所は、法人の敷地内又は製作者が定めた場所となります。なお、加工及び組立等に特殊な技術、技能が必要な場合又は養生が長期間に渡る場合においては、試験体製作に法人職員が立ち会うこと及び試験実施前又は実施後に試験体の変更がされていないことが確認できることを条件として、試験体の製作場所を変更することができます。
- ④ 試験体製作に係る構成材料は、市場調達が原則となります。ただし、市場調達が困難な場合は、当該構成材料の組成等を資料等で確かめることができることを条件として、依頼者から提出を受けた構成材料を使用することができます。構成材料については、以下に掲げる場合に応じ、資料をご提出ください。
 - 1) 市場から調達した構成材料の場合
 - ・構成材料の納品書・仕様書
 - ・その他、試験体仕様との品質の一致を確認できる資料
 - 2) 依頼者が製造した構成材料の場合
 - ・構成材料を製造するための原材料の管理記録
 - ・構成材料の製造工程に係る記録
 - ・第三者機関による構成材料の成分についての証明書
 - ・その他、試験体仕様との品質の一致を確認できる資料

5. 料金

- ⑤ 試験体製作が完了した時点で、不具合が無いことを立会者にご確認の上、ご署名ください。
 - ⑥ 試験体を試験体製作場所から法人へ搬入した際に、試験体に不具合が生じていないことを立会者にご確認いただきます。試験に供して問題ない場合は、承諾書にご署名ください。
- ① 依頼業務の料金は、お支払期日までに、法人の発行する請求書により現金払い又は銀行振込みをお願い致します。なお、銀行振込みの際の手数料は、依頼者でご負担ください。
 - ② 手形はお取り扱いしておりません。
 - ③ 依頼業務の内容に変更が生じた場合は、料金は精算させていただきます。
 - ④ 依頼業務のうち性能評価に係る試験において、報告書（邦文）の追加発行、又は依頼者都合による報告書の修正再発行を希望される場合には、別途料金が必要となります。

6. 依頼業務の変更・中止

- ① 依頼業務の内容で変更・中止があった場合には、書面により速やかにお申し出ください。
- ② 地震、風水害、延焼、停電、断水等、法人の責めに帰さない事由により生じた損害については、法人は責任を負いません。
- ③ 依頼書及び添付の必要書類の内容に関し、虚偽があったことが判明した場合、業務を中止します。なお、中止により依頼者に損害が生じて法人は、賠償ないし補償は行わず、依頼者は、依頼業務の料金を支払う責務を負うものとします。

7. 性能評価に係る試験報告書発行後の対応

- ① 依頼者より提供された情報の修正は、原則、誤字脱字が対象です。
- ② 依頼者名の変更はできません。
- ③ 報告書原本の保管期間は、報告日より10年間です。保管期間を過ぎた報告書の再発行はできません。
- ④ 報告書発行後に、依頼書及び添付の必要書類の内容に関し、虚偽があったことが報告書発行後に発覚した場合、報告書は無効とし、法人は当該報告書の内容について責任を負いません。

8. 秘密の保護

依頼業務の実施上知り得た情報については、第三者に漏らさない等秘密を保護します。

9. その他

- ① 依頼者が法人敷地内で依頼業務の準備、片付け等の作業及び依頼業務の立ち合いをされる場合は、法人担当者と十分に打合せを行い、その指示に従い、労働災害等の防止に万全を期してください。
- ② 依頼業務の準備、片付け等の作業で、万一労働災害が発生した場合には、依頼者で加入されている労働災害補償保険を適用してください。
- ③ 法人の設備又は備品を破損したときは、その損害額を賠償していただきます。但し、不可抗力による場合、その他法人が止むを得ないと認めた場合はこの限りではありません。
- ④ 依頼業務の報告書等に起因する紛議又は経済的負担に関して、当所は一切の責任を負いません。



一般財団法人

日本建築総合試験所

問合せ先 建築確認評定センター 性能評定課（池田）

〒563-0035 大阪府池田市豊島南二丁目204番地

TEL 072-768-8201 FAX 072-768-8215

URL <https://www.gbrc.or.jp>